

(別紙)

平成 29 年 10 月 2 日

「郵政民営化に関する意見募集」に対する意見

J A バ ン ク
J F マ リ ン バ ン ク
農 林 中 央 金 庫

1 これまでの郵政民営化に対する評価

J A バ ン ク ・ J F マ リ ン バ ン ク は か ね て よ り、郵政民営化の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことに他ならないと主張してまいりました。

平成 27 年 11 月、日本郵政およびゆうちょ銀行を含む金融 2 社の株式が上場されました。また、復興財源確保法および復興推進会議の決定により、政府が保有する日本郵政株式の売却代金は東日本大震災の復旧・復興財源に充てることとされ、足元、日本郵政については政府保有株式の二次売出しが実施される等、政府保有株式の処分は着実に進んでいるものと認識しております。

しかしながら、ゆうちょ銀行を含む金融 2 社については、平成 24 年 10 月施行の改正郵政民営化法の附帯決議において、日本郵政に対し完全民営化に向けた説明責任を果たすことが求められているにも関わらず、その道筋は依然として示されておらず、民間金融機関との間で公正な競争条件を確保するには至っていないものと認識しております。

こうしたなか、平成 28 年 4 月に、ゆうちょ銀行の預入限度額が 1,000 万円から 1,300 万円へ引き上げられ、平成 29 年 6 月には、口座貸越による貸付業務等の新規業務への参入が認可されました。

預入限度額の引上げについては、民間金融機関との間で公正な競争条件が確保されていない中で、これ以上の限度額引上げは民業圧迫であり、適当ではないと考えております。

加えて、平成 27 年 12 月に貴委員会が公表した「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」において、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等」の見極めの必要性を言及

されているところですが、引上げからまだ1年半しか経過しておらず、一貫した超低金利環境下にあることから、その影響を判断するために必要かつ十分な検証材料もない中、再引上げを検討する状況には到底なく、引き続き十分なモニタリング期間の確保と丁寧な検証が必要であると認識しております。

口座貸越による貸付業務等の新規業務への参入に当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで個別業務ごとの新規参入については、民業圧迫とならないよう公正な競争条件の確保、利用者保護、地域との共存等の観点を総合的に検討する必要があると考えております。

2 今後の郵政民営化への期待

今後の郵政民営化の推進に当たっては、改正郵政民営化法で掲げられている「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」といった郵政民営化の目的や理念を踏まえた審議・検討が不可欠であると認識しております。このうえで、まずは、改正郵政民営化法で定められたゆうちょ銀行を含む金融2社の完全民営化に向けて、スケジュールや方法に関し、日本郵政によって具体的な説明責任が果たされることを期待いたします。

J Aバンク・J Fマリンバンクは日本全国の農山漁村に広く店舗を展開しており、農業者や漁業者等への金融サービスの提供を通じて、わが国の農林水産業や地域社会・経済を支えています。このため、全国ネットワークを通じて各地域で幅広いサービスを提供している郵便局とは、農林水産業の成長産業化や地域社会の維持・発展に向け、連携・協調できる部分が存在すると考えております。

こうした連携・協調が実を結ぶには、ゆうちょ銀行とわたくしども民間金融機関が公正な競争条件の下で共存し、安定した地域の金融システムを維持することを通じて、地方経済・地域社会を発展させていくことが重要と認識しております。

貴委員会および関係当局におかれては、郵政民営化法の基本理念に則り、民業圧迫とならないよう、適正な審議・検討のもとで郵政改革を適切に進めていただくことを強く希望いたします。

以上